

「国営企業資本法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

国営企業資本法

第一条

この法令を仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕国営企業資本法(プララーチャバンヤット・トゥン・ラッタウィサーハキット)」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報告示日の翌日から施行する。

第三条

この法令において、

「国営企業(ラッタウィサーハキット)」とは、株式会社または株式公開会社ではない財政法に基づく国営事業体を意味する。

「会社(ポリサット)」とは、株式会社または株式公開会社を意味する。

「職員(パナックガーン)」とは、国営企業の職員または雇員を意味し、総裁(プー・ワーガーン)、エグゼクティブ・ダイレクター(プー・アムヌアイガーン)、マネージャー(プー・チャッガーン)、事務局長(レーカーティガーン)及びそれらの地位と同様の権限を有する地位にある者も意味する。

第四条

政府が国営企業の資本の一部または全部を株式に転換する政策を有する場合、この法令に基づき実行する。

第五条

内閣総理大臣を委員長、内閣総理大臣が任命した一五人以下の大臣、予算局長、内閣法制委員会事務局長、国家経済社会開発委員会事務局長、内閣が任命した六人以下の有識者を委員、大蔵省事務次官を委員兼書記、大蔵省代表を副書記とする国営企業資本政策委員会を設置する。

第六条

第五条に基づく有識者委員の任期は一期二年とし、離任した有識者委員は再任されることができる。

有識者委員が任期に従い離任したが、新たな有識者委員が任命されていない場合、その有識者委員は新たな有識者委員が任命されるまでその任にとどまる。

第七条

第五条に基づく有識者委員の任命は人物の指名により行う。

第八条

任期切れによる離任のほか、第五条に基づく有識者委員は以下のときに離任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 無能力者または順無能力者となった。
- (四) 内閣が解任した。
- (五) 第九条に基づく禁止様態にある。

第九条

第五条に基づく有識者委員は以下の禁止様態にあってはならない。

- (一) 破産者である。
- (二) 最終判決で拘禁刑の判決を受けた、または過去に受けたことがある。ただし過失罪または軽犯罪による刑罰を除く。
- (三) 政治公務員、政治職者、地方議会議員、地方行政者、政党顧問、政党執行委員、政党職員である。
- (四) 資本を株式に転換しようとする国営企業の事業に係る利害関係を有する、または事業権取得者、共同出資者であるところの法人において、役員、経営者、または事業責任者、利害を有する者である、あるいは任命日からさかのぼって三年以内にそうであった。

第一〇条

有識者委員が任期切れ前に離任した場合、内閣は他の者を代替りの有識者委員に任命することができ、新たに任命されたその有識者委員の任期は離任した委員の残り任期と同じとする。

任命された有識者委員の任期中に有識者委員の増員があった場合、増員された委員の任期は残りの委員の任期と同じとする。

第一一条

第五条に基づく有識者委員でない委員が、資本を株式に転換しようとする国営企業の事業に係る利害関係を有する、または事業権取得者、共同出資者であるところの法人において、株主、役員、経営権限を有する者、財務顧問、株式販売顧問、株式販売責任者、または利害を有する者である、あるいは任命日からさかのぼって三年以内にそうであった場合、その者は国営企業資本政策委員会に文面で、任務についた日、またはそうした場合に至った日から三〇日以内にその旨を報告する。

第一二条

第五条に基づく委員が離任してから三年以内に、事業権取得者、共同出資者、または資本の株式転換によって生まれた会社であるところの法人の株主、役員、経営権限を有する者、財務顧問、株式販売顧問、株式販売責任者になることはできない、あるいはその法人から通常の業務、事業を超えた特

別の金銭その他の利得を受け取ることはできない。ただし公務上または関係国営企業から委託された一般公務員の場合はその限りではない。

第一三条

国営企業資本政策委員会は以下の権限を有する。

(一) 国営企業の資本の一部または全部を会社の株式に転換するにあたって、その原則と方向を検討決定するために見解を内閣に具申する。

(二) 会社設立準備委員会が第二一条に基づき提案したところに沿って、資本の株式転換及び会社設立登記に係る件について内閣に見解を具申する。

(三) (二)に基づき設立登記された会社の方針について監督する大臣を決めるにあたって内閣に見解を具申する。

(四) 第二六条に基づく勅令に係る助言。

(五) この法令に基づく国民の意見聴取にあたっての監督。

(六) この法令に基づくその他の執行。

(七) 内閣からの委任に基づくその他の件の検討。

第一四条

国営企業資本政策委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。

国営企業資本政策委員会委員長を会議の議長とする。もし委員長が会議に出席できない、またはその任務を遂行できない場合は、会議に出席した委員が一人の委員を議長に選出する。

会議の決議は多数決をもってする。委員一人は投票にあたって一票を有する。もし票が同数に割れたときは、議長が決定票を投じる。

会議において、もしある委員が利害を有する件についての審議がある場合は、その委員はその件について会議に参加する権利はない。ただし会議で事実関係の説明、または意見を求められた場合は、そのために会議に加わることはできる。その委員が会議に参加できない間、国営企業資本政策委員会は全員が会議に参加できない委員ではない委員から構成されているものと見なす。

第一五条

この法令に基づく国営企業資本政策委員会の任務遂行において、国営企業資本政策委員会は官民のある機関の代表、またはある者呼んで、事実関係または意見を聴取する権限を有する。

第一六条

内閣がある国営企業の資本を会社形態の株式に転換する原則を承認したとき、会社設立準備委員会を設置する。会社設立準備委員会は、資本を株式転換するその国営企業の監督大臣が属する省庁の事務次官を委員長に、大蔵省事務次官、予算局長、商業登録局長、会計検査事務局長、その国営企業の最高経営者、その国営企業の職員代表一人、株式転換にあたって適任の有識者委員三人以

下の委員、大蔵省代表の委員兼書記からなる。

委員長及び第一段落に基づく地位に基づく委員は、有識者委員及び職員代表委員を任命する。有識者委員は金融、会計、株式転換する国営企業の事業または事業遂行上で専門性を有した者の中から、それぞれの専門から一人以上が任命されなければならない。職員代表は国営企業職員協会会長、または職員協会がない場合はその国営企業の理事会が推薦した職員から任命されなければならない。

会社設立準備委員会は適当と思われる場合はある者を副書記に任命する。

第一段落に基づく国営企業の最高経営者は、総裁、エグゼクティブ・ダイレクター、またはそうした地位と同様の権限を有する地位にある者を意味する。

第一七条

第一六条に基づく有識者委員は以下のとき離任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 無能力者または準無能力者となった。
- (四) 委員会が解任を決議した。
- (五) 第五条に基づく有識者委員の禁止様態にある。

第一八条

第六条、第七条、第一〇条、第一一条、第一二条、第一四条、第一五条を会社設立準備委員会にも準用する。ただし第一二条の国営企業の資本の株式転換によって生まれた会社の株主、役員、または経営権限を有する者になることへの禁止条項は、国営企業の最高経営者または職員代表の委員には適用しない。

第一九条

会社設立準備委員会は、国営企業の資本の株主転換により生まれる会社に係る詳細を、内閣が第一三条(一)に基づき認可した原則及び方向に沿って提案する義務を有する。このとき以下のように遂行する。

- (一) 設立する会社及び大蔵省に移管する国営企業の事業、権利、債務、義務、資産を規定する。
- (二) 会社の従業員になる職員を規定する。
- (三) 会社設立登記のための一株の額面額、登録資本金額、株式発行数、一株の株価、株主に係る諸規定を規定する。
- (四) 会社の名称を決める。
- (五) 会社の経営機構、取締役リスト、第一期の会計監査人を決める。
- (六) 会社の定款、職務規定を用意する。
- (七) 第二六条に基づく勅令案を起草する。

(八) 国営企業の全事業を移管する場合における国営企業清算期間の規定のための勅令案の起草。

(九) 国営企業資本政策委員会が官報で告示した規則に沿って国民の意見聴取の場を設ける。国民からの意見聴取では少なくとも(一)(二)(七)(八)に係る意見を聴取しなければならない。

(一〇) 内閣または国営企業資本政策委員会が委任したその他の件についての検討。

一つの国営企業から資本の株式転換によって一つの会社または複数の会社を設立することができる。また複数の会社を設立する場合、同時に実施してもなくてもよい。あるいは複数の国営企業の事業全部または一部を合併して一つの会社または複数の会社を設立してもよい。

会社設立準備委員会が得たデータ・情報は一般に公開する。ただし実行中の場合、または国家に害を及ぼす恐れのある場合はその限りではない。

第二〇条

会社設立準備委員会は審議・執行を代行させるために小委員会を一または複数設置することができる。

小委員会は第五条に基づく有識者委員の禁止様態規定にあってはならず、第一八条を小委員会にも準用する。

第二一条

会社設立準備委員会は国営企業資本政策委員会に対し、第一九条に基づく会社設立に係る詳細を報告する。

国営企業資本政策委員会は会社設立準備委員会の提案を検討する。その際にしかるべき改定増補を加えることができる。その上で同委員会は内閣に国営企業の資本の株式転換及び会社設立の承認を求め上程する。

第二二条

内閣が国営企業の資本の株式転換と会社設立を承認したとき、民商法典に基づく会社登記官または公開会社〔パブリックカンパニー〕法に基づく登記官は、内閣が承認した詳細内容に従いその会社を登記する。

第一段落に基づく登記はそれに係る手数料の免除を受ける。

第一段落に基づき登記された会社の株式は、全額払い込まれた株式とし、大蔵省がその全株式を保有する。

第一段落に基づく登記には、民商法典及び公開会社法の会社の形態・設立に係る内容規定を適用しない。

第一段落に基づき会社が設立されたとき、会社の事業遂行はこの法令に規定があるものを除き民商法典または公開会社法に基づく。またすでに登記された会社に係る諸規約が以後、関係法規に基づき改訂増補されるまで適用される。

第二三条

大蔵省が保有する株主をまだ他の者に移管していない間は、民商法典及び公開会社法の株主数及び個々の株主が保有する株式数に係る規定を適用せず、大蔵省の見解はその会社の株主総会の決議であると見なす。

会社登記官または公開会社登記官に届け出た大蔵省の見解は官報で告示する。

第二四条

第二二条に基づき会社が登記された日に、国営企業の一連の事業、権利、債務、義務、資産は、内閣の承認に基づき会社または大蔵省に移管される。

第一段落に基づき会社に移管された債務が大蔵省によって保証された債務である場合、大蔵省は引き続き債務を保証する。このとき大蔵省は保証手数料を徴収することもできる。ただし債権者との間でその大蔵省の保証負担の軽減または取消で合意した場合はその限りではない。

第一段落に基づく権利は、国営企業が会社登記した日に有していた国有財産または公共財産である土地の借地契約に基づく権利も含む。

国営企業が国有財産法または他の法律に基づき有していた国有財産または公共財産の使用権については、会社が元の条件で引き続き使用権を有するが、大蔵省が規定したところに基づき使用料を国家収入として支払わなければならない。

第二五条

第二二条に基づき会社を登記した日に、職員は内閣の承認に基づき、国営企業の資本の株式転換によって設立された会社の従業員となる。

第一段落に基づく職員はそれまでに得ていた以上の月給、賃金及び諸手当を受け取る。その職員の元の国営企業における勤務期間は会社における勤務期間と見なし、国営企業から会社への形態変更は解雇とは見なさない。

会社に形態が変更された国営企業の職員のための厚生基金は継続され、会社は元の国営企業と共に、あるいは元の国営企業に代わって使用者として立場を有する。

第二六条

資本を会社の株式に転換する国営企業の設置法、またはその他の法律に、国営企業の人、財産、人の権利に対する執行権限の規定がある、またはその国営企業の執行がある法律の適用下に置かれない規定、ある件について法律に基づく執行の免除を受ける規定、特例として国営企業に特別の権利を付与する規定、国営企業の職員または雇員の活動を保護する規定がある場合、その規定は継続して適用され、会社は当該法律に基づく国営企業と同様の立場を有する。ただし、そうした権限、権利、利益は勅令の規定により制限または停止することができると共に、その権限を国営企業資本政策委員会による規定または設置に基づく一委員会の権限とするよう勅令で規定することもできる。このとき第

九条をその委員会にも準用する。

第一段落に基づく場合、事業上の競争における公正、法律上正しい権限行使の監督における公正、及び国の利益確保を考慮し、会社が公共の利益を生むような行動に必要なだけの権限、権利、利益を有することができるよう勅令を発令する。このとき実行にあたっての、または第一段落に基づく委員会の許可を先に得なければならない場合の期間、条件を規定することもできる。また国営企業資本政策委員会はその種の事業の変化状況に対応していくよう当該勅令の再検討、改定増補を提起しなければならない。

資本を会社の株式に転換する国営企業が、契約相手である者に事業上の権利を付与する契約を交わしていた場合、当該契約者はその契約に基づき、その事業の自由競争を規定した法律ができないかぎり、契約が切れるまで継続して契約に基づく事業を行う法律に基づく権利を有するものと見なす。

第一段落に基づく委員会の権限、監督大臣の権限、第一段落及び第三段落に基づく権限、権利、利益は、第一段落に基づく会社または第三段落に基づく契約者が行っている事業に係る法律が発布されたとき消滅し、当該会社または契約者の事業は、事業上の競争において同じく公正な原則に基づき、その法律の適用下に置かれなければならない。またその法律が事業の許可または事業権の取得を義務付けている、またはその他の遂行を規定している場合、もし当該会社または契約者が申請したとき、許可または事業権を付与する、あるいはその他の遂行を行わせる。契約者の場合については、当該権利を契約の残りの期間だけ付与する。ただし契約者がその権利を失うことを承諾した場合、または内閣が公正な補償下にその権利の消滅を決議した場合はその限りではない。

第一段落に基づく権限、権利、利益は、その会社が予算法に基づく国営企業でなくなったとき消滅する。

第二七条

第二六条第一段落に基づく委員会は、第二六条第一段落に基づき発令された勅令に抵触しない限りにおいて、国営企業の資本の株式転換によって生まれた会社の権限行使における原則・条件に加え、事業者及び消費者の双方にとって公正な品質、役務料金、または価格を有した会社の事業遂行のための原則・条件を定める権限を有する。

第一三条(三)に基づく監督大臣は、関係する国営企業の設置法の主務大臣としての権限を有し、国営企業の資本の株式転換によって生まれた会社の事業遂行が法律、第二六条第一段落に基づく委員会が規定した原則・条件に従うよう監督する権限を有する。

第二八条

内閣がある国営企業の廃止を決定した場合、その国営企業の設置法は、その国営企業廃止のために発令された勅令が規定した期限に従い、廃止される。

ある会社が第二六条に基づき免除、特権、保護を受ける権限を有する場合、廃止される国営企業の設置法の規定内容は、第二六条に基づく勅令が規定する期間にわたって継続して適用する。

第二九条

第二六条及び第二八条に基づく勅令が発令されたとき、政府は遅滞なく下院議会及び上院議会に通知のため報告する。

第三〇条

第一二条、第一八条、第一二条の準用規定を含めた第二〇条に違反した者は、六か月以下の懲役、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第三一条

内閣総理大臣をこの法令の主務大臣とする。